平成２４年　会議規則第７１条の規定基づく合同委員会

平成２４年１２月１７日（月）

○議事日程

１　議案第１号　国営農地再編推進室設置条例制定について
２　議案第６号　財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
３　議案第１０号　今金町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止する条例制定について
４　議案第７号　中里頭首工管理条例の一部を改正する条例制定について
５　議案第８号　町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
６　議案第９号　今金町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員（１１名）

委員長	６番　上　村　義　雄　君	１番	村　上　忠　弘　君
	２番　山　崎　　仁　君	３番	向　井　孝　一　君
	４番　加　藤　三　明　君	５番	芳　賀　芳　夫　君
	７番　川　上　絹　子　君	８番	日　置　紳　一　君
	９番　村　本　照　光　君	１０番	山　本　　豊　君
	１１番　村　瀬　　広　君	（議長	徳　田　栄　邦　君）

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町　　長	外　崎　秀　人　君
副　町　長	清　水　　寛　君
総務財政課長	北　見　伸　夫　君
まちづくり推進課長	森　　朋　彦　君
産業振興課長	宮　本　　彰　君
産業振興課長補佐	川　平　秀　明　君
産業振興課長補佐	津　山　泰　彦　君
農業委員会事務	尾　崎　克　之　君

○出席事務局職員

議会事務局長	勝　山　英　敏　君
議会事務局係長	中　川　真　希　君

開議　午前　８時５８分

◎委員長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　昨日の開票結果において、国政レベルでは大きく政権が変化するものと思いますが、地方自治法を預かる私共にとっては粛々と進めていかなければならないものと思います。今日の合同委員会については総務厚生に関する部分と産業振興に関する部分と、またがりますが、今回は私が取り仕切ることで議運で了承いただきましたので、私のほうで進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちご挨拶をお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　この本議会に際しまして、各それぞれの常任委員会でご審議をいただきました。その中でも説明申し上げておりましたが、全議員さんのほうに全体で改めて本議会前にご説明申し上げましてご審議をいただかなければならない内容のものがございまして、今日、合同委員会をお願い申し上げこのような形で開催することになりました。特に今回の条例につきましては、条例改正、国営の農地再編推進室の設置条例であるわけであります。

今委員長のほうからお話がありました。総選挙終了したわけでありますけれども、この大きなうねりの中で大きな議論になったのは、私は農業だけではない問題でありますけれども、ＴＰＰということでは北海道にも大変大きな影響を及ぼすものの、この不透明感がひとつの、いろんな選挙人の方々の気持ちを揺さぶったのではないかなと、そういう思いをもっているわけであります。町長としてもこの間申し上げておりますけれども、粛々と進めていた国営の実現に向けた事務であったわけでありますけれども、民主党政権の中で大幅に予算が削減されまして、先が非常に心配された要素があったわけでありますけれども、またそういうことではなんとかまた新しい政権の中で従前に戻すような形の取り組みを、町長としてもしていかないといけないのかなと思っているわけであります。この間の選任されました議員さんの中には、今金町の国営事業について非常にご理解を深めている方もおられるわけでありますし、新たな議員さんの中にも、私も承知している方々もおられますので、北海道をベースとした議員さんを始めとする多くの方々に、改めてこの事業の推進に向けた取り組みをして参りたいと考えているわけであります。そういうことから、対国に向かってはそういう体制を取りたいわけでありますけれども、地元におきましても、当初９割の方々が手を挙げていただいて、この事業に向かいたいという想いが今日まで来たわけで。様々な採択用件等々含めてですね、なんとかその想いを完遂したいと思っているわけであります。この２地区に分けた１地区目の南地区の事業スタートに向けて採択をされようとしているわけでありますが、本同意をいただかなければならない、今週中にその手続きをするわけでありますが、先週に４団体長共々含めて地域のほうに出向き最終判断をいただきました。これは期成会初めてですね、まず豊田地区のほうから始めましょうという、その想いの実現に向けた取り組みがなされるということでは、全員の賛同をいただきました。地域の方々の協力、最後は任意農家の方の大変な尽力によりまして、残っている方々への気持ちをきちんと伝えていただいて、一致とした事業に取り組む環境ができたわけであります。そういうことから、町といたしましても４団体長とも先般会議を行ないまし

て、これから具体的に取り組むための体制作りの協議をさせていただきました。条例と関係ありますので、そういうことから産業振興課のほうからの報告事項の資料でもって説明をさせていただきたいと思いますが、従前の推進４団体に加えて具体的な事務、そして生産者の、受益者の想いをきちんと伝えるために、ここに期成会と評価委員会というものが設置されますので、評価委員会もきちんと入った中で、一丸となった取り組み体制を構築するということに、確認をいただいているわけであります。そこの事務局体制を強化するために、従前から非常に心配されて、加えて議会の中でも一般質問をいただきながら、町における国営農地再編整備事業の体制への質問もいただいたわけですが、そのことをきちんと踏まえながら、室を設置しまして室の職員をそのまま国営本部の事務局体制の中にきちんと織り込んで、そちらのほうで今金町が担う業務を中心とし、加えて全体事業の調整役を果たす業務につきたいということの意味合いでもって、今回条例改正をしているところであります。詳しくは後ほど申し上げたいと思いますが、是非ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

その他に、副町長のほうから今日の案件についての内容申し上げますが、様々な一括法に含めた、今回は５件ですが、これからまたどんどんと出てくるわけでありますが、第１弾として捉えていただきながら、この一部の条例改正について提案を申し上げているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣言

○委員長（上村義雄君）　ありがとうございました。ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しておりますので、会議規則第７１条の規定により合同委員会を開会いたします。

◎議案第１号　国営農地再編推進室設置条例制定について

○委員長（上村義雄君）　議件１　国営農地再編推進室設置条例制定について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　議件の第１であります、国営農地再編推進室の設置条例でありますが、条例の提案につきましては総務財政課のほうから行なって参ります。そしてその後産業振興課のほうにおいて、ただ今町長がご挨拶の中で申し上げました、具体的な推進本部についての運営の取り組み等についてご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　総務課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　（資料により説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　産業振興課長、宮本君。

○産業振興課長（宮本　彰君）　（資料により説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。

向井委員。

○３番（向井孝一君）　推進本部の事務局体制の中で、それぞれの例えば町、ＪＡ、狩場利別、農業委員会というふうに事務局職員が派遣されるわけですけれども、それらの給与体制というのは一本化ではなくて、それぞれの携わる町の職員であれば町が、ＪＡの職員であればＪＡがということでの給与体制の方向でやるのか。その辺どうなのでしょうか。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　人員の関係でありますが、本部の関係につきましては協定をもって本部を運営するということで今ご説明申し上げました。ですから今金町は推進室を設置し、その室が推進本部のほうにいって業務を行なう。農協さんも農協さんのほうから、狩場利別土地改良区さんも本部のほうにいっている人の中からお呼びいただいて、そして業務を推進するという形で考えております。当然人件費等については、各々の出資母体で賄うということで進めようとしています。
○委員長（上村義雄君）　向井委員。
○３番（向井孝一君）　そのことは、それぞれの携わる団体の中で理解はもう十分得られているということでよろしいんですか。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　先日行なわれました、４団体長プラス事務レベルの会議の中では一定の理解は得られております。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
　向井委員。
○３番（向井孝一君）　前段で、町長の挨拶にもありましたように、今回選挙で政権交代が実現したわけです。そういう観点から、この農地再編整備事業が一番最初の段階、エリア地区にいくと今金町全体のエリアということで始まったわけですが、残念ながら途中でエリアが絞られて南地区、北地区と分かれてしまったのですが。最初の段階のエリアに戻せる可能性というものも、少しは出てきたのかなという思いはあるんですけれども、その辺の進め方、考え方について町長のほうから考え方をお聞かせいただければと思いますが。これはまだ不可欠な要素をたくさん持っているかと思いますが、最大限の努力をしてその方向に向かうような考え方をしてほしいのと、町長の考え方をひとつ聞きたいと思います。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　町長にということでありましたが、今委員がおっしゃっているのは、やむを得ざる部分で南地区、北地区と２分割をし今金町も進めようとしていることは既にご承知のことと思っております。南地区をもって今、名簿に登載されそして予算が配置されて事業が動いて行こうとしている部分で、北地区についてはそれぞれの名簿に登載される段階までまだ至っていない、それだけの用件的なものを全て出しているわけではございません。組織図をご覧いただければおわかりになるかとも思いますが、北地区も南地区の今整備を進めている中で可及的速やかに採択をされ、そして事業が南・北あわせて終わる時期を、あまりズレのない中で完了させていきたいというのが今回２分割した部分の本心であります。今金のみならず全道的にも全国的にも、これらのような形で分割をし事業を進めている部分がございます。理想とするのは当初の通り北南と今金一本でいくのが理想としながらも、現段階では入り口が既に、入り口論でズレが生じておりますので、政権が例えば変わったにしてもこれが一本化するとなると更にまた１年、２年事業の実施が遅れていくことが想定されますので、現段階では今の手法をもって進めたいというのがあります。
○委員長（上村義雄君）　よろしいですか。
　山本君。
○１０番（山本　豊君）　以前一般質問の中で町長に同僚議員が、この事業については耕地課をもってあたるのがどうかという質疑があったように感じております。今

室の設置というのはいわゆる各団体の執行なのでしょうか、それとも派遣なのでしょうか。まずそのことをお伺いをして。先ほど聞いたらどっちなのかなと。一般的な持ち方というのは、どこがその人方の給料をお支払いするのかという形になろうかと思いますが、執行なのか或いは派遣なのかをまずお伺いをいたします。

○委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　まず推進室の設置という絡みでございますが、これは今金町の内部組織の整備でございます。今産業振興課でその国営事業をしておりますが、やっぱり限定的なイメージもございますので、その部分ははっきり町の業務として推進室を設置しましてその業務にあたるということでございます。

　給料関係につきましては、先ほど産業振興課長が説明した通り、推進本部で業務を行なうわけでございますが、それぞれ協定をもって業務を行なうと。だから今金町からは派遣という形ではないんです。推進室が本部で協定を結んでいる業務を行なうと。給料関係につきましてはそれぞれの団体でまかなうということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　各団体という話しがありました。各団体というのは、それぞれ組合なりそういう組織が、自分達の構成員から給料を差し上げてそこで生活費を賄っていく形だと思うんですが、結局限られた人員がこちらのほうに、いわゆる協調という形で出ます。当然ながら今までの業務で人が余っている組織体はないかと思うんですね。農協さん、或いは土地改良区さんであっても同じだと思うんですよ。結局、一般的な考え方で言うと充足している分なんですが、そちらに異動することで足りなくなる。結局は新しい業務体制の中でその組織体が新しい事業を採用しなければ、その仕事というのは当然ながら十分な仕事が出来なくなるのかなという判断をします。結局はこちらのほうの仕事することによって、そちらの穴開いた部分の新たな人件費をその組織体が、組合員から或いは構成員から、そのサラリーを充足をしなければならない。私も考えておりますが、国営事業というのは今金の組織体の、おっしゃるようにその事業そのものだと思っております。冒頭申し上げたように、耕地課の設置というのはある意味、内部組織を設置してはどうかという一般質問だったというふうに考えています。そのことの整合性を考える時に、この町の一大事業、多分執行というと事業の終わるまでですから１年や２年ではないと思うんです。その期間、その組織体が仕事を十分に、今の形でこちらのほうに。ですから執行かどうかということを聞いたのですが。そういうことを考えますと、その充足分を組合それぞれが負担をする。基本的にはこの町の産業基盤をしっかりするということだと思うのですが、そこの整合性についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　ご心配はごもっともでございましょうが、まず前段、４団体での協定をもって推進本部を設置しこの事業にあたっていこうという、この一点はご理解をいただきたいと思っております。各々どの組織におきましても、今は最低限の人員をもって動いているかと思っております、今金町も当然であります。これらの不足する部分につきましては、町は土地改良事業団体連合会等の職員の派遣をいただく、若しくはこれに類似するようなところからの人員の派遣等をもらいながら。これは町の責任の中で責務を果たして参りたいと思っております。しかし農協さん、改良区さん、各々の団体の役割もお有りです。例えば水利関係その他の部

分、特殊な部分については町がわかり得ない部分も当然あります。それらについては、その団体が当然責務の中で力を発揮してもらいたいというのが、この推進本部設置の本心であります。人件費については割り勘にしましょうかという話しもありました。しかしご承知の通り、町が全体の３分の２以上の人間を統括してやっていこうとしておりますので、割り勘にした段階ではおそらく、例えばＪＡさん、改良区さんあたりが寧ろ大変なのではないですか、というお話もさせていただきました。最低限の部分で例えばやっていこうとしても、応分の人数が当然必要になって参ります。先ほどお話もさせていただきました、残っております北地区についても並行作業で進めていかなければなりません。ですから今はこの本部は３つの仕事をもってやっているという形で、この組織図の中に表させていただいておりますけれども、委員がおっしゃいました、では土地改良事業として一括という形でありますが、なかなかそういう部分にはならないかと思います。これは町が丸掛かりでやる事業ではないということで町長が常々申しております。土地改良事業はどうするんだという部分でありますが、それは私共、町の組織の中に残させていただきます。当然災害その他いろんな部分がございます。それらは町の責任の中でやって参ります。ですからこの推進本部の中にその事業は付加されないということでご理解もいただきたいと思っております。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本豊君）くどいように思われるかもしれませんが、結局はこの事業を推進することによって、それぞれの事業母体の人員の欠如が生じるということがまず一つあります。充足するためには、残っている人たちに応分の仕事、負担を重ねるということにはならないというふうに思います。したがって先ほど申し上げましたように、それぞれの組織体は人員の充足をしなければならないことになるでしょう。その充足というのは、計上経費以外から捻出をしなければならない。その充足するお金をどこに求めるのか。結論でいうと稼ぎ出しなさいというふうにしかならないんだと思います。十分にそれぞれが過去においても１００％の能力でやっていたからです。では先ほど申しあげましたとおり、この事業は町を挙げての事業です。当然ながら大多数は国のお金です。結論は事業が終わった段階で今度は税という形で所得を上げお支払いします。当然ながらその事業体も恩恵を受けることは当然です。しかし至る間の十年間、その間の負担区分をそれぞれに求めることは私は妥当でないと思うからです。以上。

○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　いろいろご意見をいただいている訳でありますけれども、当初から一つ確認をしたいのは、以前からもずっと申しあげておりますけれども、この事業は町長が説得してやりましょうと言った事業ではありません。土地改良区が、道水が大変だ用水が大変だ、なんとかしたいんだ、道営でやりますから、十数億かかります、自分達でやります。よろしいですよ、自分達でやるならどうぞやってください。ただ、私としてはいろんな情報がありますけれども受益者負担というのは大変ですよね、１７．５％やっぱり大きいですよ、補助だとか様々なものでもっともっと軽減して整備することができませんでしょうかという話をしました。例えばということで。ただ、私は素人ですけれども基盤整備等々含めて、いろいろ今金町で何十年もやってきてますけども、結果的には道営も単発だと。用水は用水、排水は排水だけ。私は用水、排水、暗渠３点セットがあって初めて基盤整備ではないでしょうかと。基盤というよりも、今金町を考えますと地層を改良しなければ意味が

ないのではないでしょうかという想いを伝えてきました。そういうことからできれば国営というメニューがあるのですけれどもいかがでしょうかと提案申しあげて、相当の時間を要したわけでありますけども、最終的にはその年の１２月３０日に土地改良区さん方がみえられて是非国営でやりたいので推進をという声があがったわけであります。そこをベースにして、それでは提案していこうではないかということから、様々な事業、補助メニューを用いて、いろいろ生産者、受益の方々に説明をし、話をし、９割の方が手を挙げたという経過があるわけであります。

そのためには、大事なのは町が当然その先頭を切らなければいけないわけでありますけども、主体的な役割を果たすということでは、農協さん、土地改良区さん、農業委員会、この４団体がそれぞれの役割、機能を発揮しなければこの事業はできませんということで、推進の体制を作りましょうと。主体は生産者がやるのですから。生産者にどう応援するかと、このための応援組織を作りましょうというのが、４団体長でもって基幹決定をし、スタートした経過があるわけであります。このことをきちっと受け止めていただかなくてはいけないと思っています。そのことから、予算的な話で議論しているわけでありますけれども、先ほどからあります一般質問の中にもお答えさせていただきました。この間の４団体長の会議の中でも何度も確認をしているわけであります。今金町、今金町とよく言われる方がおりますけれども、今金町の職員、どんな職員であっても、この事業を行うための基盤の区画の計画や換地だとか、その相談だとか、あるいはそれに伴う事業を行うことによって営農に様々な関わりがあるとすれば営農相談とか、それに向かえますかといったら、私は向かえない。はっきり言って役場の職員はどう考えても事務屋です。やっぱり主体的に生産者と関わるものについてはそれぞれの団体があるわけですから、それぞれの団体がきちっと役割を発揮していかなければこの事業はできません。いろいろなところには意見があって役場がずいぶん出ないという声がありますけども、決してそうではない。役場がやれる仕事は限度があります。換地ができないから、国や道の方から様々な委託、受託になって、町でかかわっていかなければならないということから、その形の中では町が携わっていく形を取りましょうと。

今、素案の素案でありますけれども、議員からあるように、この本部に関わる人件費、概算でありますけども全体をトータルして約８千万から１億近い数字が出ています。１年間です。２５年度で１年間です。それを町が全部担うかといったら、それで１０年でいくらになりますでしょうか。その他に、町長がなぜそこまで覚悟を持ってやるか。事業費、負担、生産者の負担が３割だということをこの間しているわけでありますけれども残りについては町が腹を決めて負担をしていかなくてはいけない。１７億から２０数億。それに金利を掛けていったら莫大な事業費なんです。これが全部町費でまかなうという話になるかといったら、私はそうはならない。その前提があるから今日まで進めてきた関係であって、初めからそのことがなければ、私はこの事業に参加していないと思っております。そういう４団体長のきちっとした確認と想いがあって、それぞれの役割を果たそうということから今日にきております。ただ先般は、予想でありまして、情報をいただいたところなのですが、町長これから非常に人件費がかかるよね、それについては按分ということも考えられませんかと。それは非常にありがたい、それでいいのですかと私はいいました。副町長も言いました。質問された方はたぶんこの国営の事業の事務費として莫大なお金が国からくるのではないかと。それをそれぞれの団体、農協は農協、土地改良区は土地改良区の派遣した人件費にあてていく形はとれないかなという提案

でありましたが、それはまったくありえません。まったく歳入は無いのです、出るだけなんです。そう考えた場合にどうでしょうかということを４団体長で最終確認をしました。これは議会にも資料を出しておりますけれども、国営に伴う地元の団体の役割、農協、土地改良区、農業委員会、町、それぞれの役割をきちっとやりましょう。新しい本部には最低限必要とされる常勤職員を置いてください。１名でも２名でも。それは団体が行おうとしている業務を推進するために最低限その本部に常勤しなければいけないという職員という形の中では是非置いてください。最低１名は絶対に連携体制を取ために置いていただきます。さてその後につきましては、農協がこれから行う様々な営農相談等々含めた動きの中で、農協の現勢力の中できちっと対応するのであれば、非常勤という形の中で事務を進めていただければ。土地改良区もその他の区画整理や、用水の様々な設計だとか大きな役割を果たすわけでありますけれども、そこで必要な業務が今の土地改良区の本部で行えるのであればその本部で、非常勤体制で行ってください。なんだかんだ関わる方が全てここに置くという形にはならないでしょう、そういう形では、団体としては非常に難しい問題があると思いますよと、そういう理解をしていただいて。ただ町は町の役割というものを議会や４団体長に示しているわけですから、これを行うために一定程度必要な職員については配置をします。その配置については室を設置しまして、室の職員そのまま本部の方で事務を取るような形を取らせていただきます。人員については、今、事務局含めて業務としてどれくらいの業務量があるのか、人員はどれくらい必要なのか、先進事例等を含めて精査をしているところです。そこで必要な人員を確保しようと思っているわけでございます。その他に町が担わなくてはいけないこととして、先ほど言った換地だとか様々な技術員が必要だとすれば、それについての人件費も町独自に採用するなり、業務委託するなり、派遣してもらうなりの形の役割は、町は果たさなくていけないでしょうと。土地連から来ているのも今は町から支出しているわけでございます。本来は共同事業でありますから按分しなくてはいけないわけでありますけども、その辺りの事情も知っておりますので、きちっとした体制の中で取らせていただくという想いを持っているわけであります。

　この事業は一番の恩恵を被るのは受益者だと思っております。受益負担、これは決められた方向の中で負担していただきながら進めていくことが必要であろうと。期生会含めて今役員と話しているのは事務費が相当の金額となります。先ほどは人件費含めて８千万くらいになるでしょうと、想定ですけれども事務費についても今の２４年度の事業の２倍から３倍くらい、１千万円近い形になります。それも全部町が負担かということになると、受益者もそれなりのことを考えなくてはいけないなということで検討、議論をしているわけであります。他の先進地事例で㎡なんぼということで事務費負担をいただきながら事務の一部に充てているという事例も当然あるわけでありますから、私は全ての関わる事業費を町で全額負担する基本方針は全く持っておりませんし、そういう考え方については期成会の方、或いは４団体長へきちっと伝えているわけであります。生産者の負担も大変だと思いますけれども、町の負担はそれを超える大変な要素があります。ちなみに生産者は５百万の自己負担でもって１億５千万の事業ができるわけでありますけども、今金町は何十億出しても税金という話がありましたけども、後ほど数字を議会には必要であれば示してしていきたいと思いますけども、農業からの税金がどのくらいあるかと想定付くとは思いますが、農業の税金だけでは賄えないそれくらい大変な負担であります。一般的な町税が年間５億ですから、その５億が全て農業者からの税金だと思え

ば、もう何年かかるかといったら莫大な事業費になるわけであります。でも私はそうではなくて、この効果が町の全ての経済効果に繋がるのですよということから、この事業のすばらしさというのは町を挙げて行わなくてはいけない。要望会に商工会や森林組合、建設協会など様々な方々が関わっているというのはそこなのです。農業者だけの効果ではないんだということに関しては、議員がおっしゃる通り私もそう認識している前提がありますので、町を挙げて行う努力をしているわけでありますが、その努力している部分については、これくらいの町の事業費が掛かるのですよと、でも皆さん、町が良くなるのです、ということの理解を広めてもらうための一環として多くの方々に賛同をいただきながら、声を掛けていただきながら、これから大きく関わるであろう町費の大きな負担についてのご理解をいただくような取り組みを併せ持ってやって行かなくてはならないと思っておりますので是非ご理解をいただければなと思っております。

　そういうことでは４団体の中ではそれぞれの本部の方に来ていただく職員の給料につきましては人員の検討と、加えてその人件費についてはその団体で負担しましょうという話し合いの中で今日まで来ていることもご理解いただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）他にありませんか。村上委員。

○１番（村上忠弘君）　私が３月の定例会において一般質問の中で町長にこういった、課の独立はできないものかということでお願いしたことであって。その時の町長の答弁では課の独立は無理だけども、という答弁でしたが、今の形の中では室の設置ということで変わってきているということで、中身的には今までやってきたのと同じようなことだと私は思うんですよね。今同僚議員が言うように私はやっぱり、町長、今回の国営は町が希望したものではないという言い方をされたが、私はそうではないのではないかという認識をしています。これは町長のマニフェストとそれから町の威信にかけてこの国営は町がやるんだと私は思っているわけです。私も議員になる前のことの話しでありますけれども。なってからそういうようなことで、これは町長としての名誉とそれから町の威信にかけてやるというようなことで、こういうふうに国営に対する取り組みでやったんでないかという思いの中で、それがその農業振興課の中の職員が一部そういった形を携わってやってきたことに対して、それはやり方として甘いんじゃないかと。それはきちんとした課を設置してやるのが本来のベストな状態でないかということでお願いした部分であって、今町長から仰られた、町が希望してやったとことではないということは、ちょっと私おかしいのではないかと思うんですけれども。

○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　スタートの経過の話しをしました。でもやりましょうと。全体の推進調整役は町長が担いますよということです。今言っているのとなんら変わりはありません。スタートの話しであって。でも事業主体は町ではありません。これは以前から申し上げております、やろうとしているのは生産者です。受益者の方々がどうやるかなんです。では町長が、こういうふうに整理しましょう、排水しましょう、区画整理してくだい、換地してください、ということでいいんでしょうか。そうはならないですね。基本的には手を挙げた方の手挙げ事業なんです。手を挙げた方がこういう整備をしたいんだ。これは共同・共通で、機関施設を作らなくてはいけないんです。その調整役をどうするか。全体の推進をやっぱり町長が関わっていかなきゃいけないということから、それぞれ関わる団体に声をかけて本部を

作りましょうと。本部長、町長やってくれと、全体調整をしてください、私やりますよ、ということでこういう基盤できている。だから方向性はなんら変わることがないと思います。

ただ今議論になっているように、だからこそ、全て町が金を出すかという話しになるかと言ったら、私はその話しとは全然違うと思います。でも課の設置についてはさきほどから説明を申し上げているように、課というのは今金町の役所の中の課なんです。それはひとつの専門の課なんです。ところが、そこに農協の役割、土地改良区の役割、農業委員会、受益者、期成会と様々な役割があるんです。それはどこで発揮できますでしょうか、どこで調整、どの課でやるというんでしょうか。私は違うと。既にスタートから４団体長でもって推進の本部を形成しているわけですから、全体のノウハウを言わば凝縮しながら連携体制を取りながら進めるための体制に向けていく。

何故課にしないかという質問の中でも答えた経過がありますが、今は兼務なんです。町職員は兼務で。産業振興課の職員の中で、仕事の、国営の事務をやってくれよ、という兼務でもって本部のほうで事務をやっているんです。兼務でなくてその職員に対しては今度は、国営の事務をやってくれ、ということで本部でもって国営の事務をやるような形を取らせたい。それはグループの談合もありますから、それを一つの室として。それはそっくり、そこの行く職員の、そこで事務をやる職員の中に、町のトップも決めましょうと。課長プラス役割を発揮する人を決めましょうと。ということで、一時的なものですから室になるわけでありますが、特命ですから、特命の仕事をやるということでやらせていただいています。副町長申し上げましたけれども、今行なっている例えば体質強化だとかそういうものについては国営ではありませんから、町の農林振興課の耕地係みたいなところでそれを担っていく、ということでしていきたいなと思っています。あくまでも町の職務を行なうための国営に限定した仕事をやっていきましょう。今金町で行なう仕事はなにかと言ったら、事業推進予算の調整、開発建設部の調整、国等との要請機関との調整、期成会・協議会での調整、農村景観・観光計画・防風林設置の計画、幹線道路・支線道路・耕作道路の計画。これが、今金町が担いましょう、今金町としてやってくださいという仕事なんです、４団体に確認して。これをやるために必要な職員を配置しようと思っています。

ただ、今申しましたように、換地については農業委員会がきちんと専門分野としてやってください、用排水の計画は土地改良ですよ、土壌改良については農協が考えましょう、区画整理については、区画の規模・形状等々については土地改良と農協が話し合って生産者を交えてやってください。当然そこに関わる営農の関係は農協が主体的に役割を果たしてください、これは議会にも出しておりますけれども。こういう役割を果たす、町の役割を果たすための一貫として、そこに全体調整という部分から進めていこう。まだ決まっていませんが、今のところ推進本部は町長が先頭を切ってやっていくということでは今の形となっていますが、そこに本部会議を設置するわけでありまして、換地委員会と期成会がそこに入っていただくという形をきちんと取らせるためのシステム作りをするということでは、４団体長の確認を取っているところであります。町長の考え方としてはなんら変わっているところはないという認識を持っております。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

山崎委員。

○２番（山崎　仁君）　それぞれ同僚議員からいろんな意見が出ていました。町長が、私はこの事業最初から、という発言もあったようですけれども、これはまた別な機会にするとして。今までとほとんど変わってないということですよね、この組織図を見ると。推進本部というのは今までもあったわけですから。どこが違うんだと言ったら、事務局今まで専従でなかったものを専従にさせると、これが室だということですよね。では、この室の定員定数、どの程度の規模を考えて、専従させるつもりなのか。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　定員の関係でありますが、今現在精査をしている部分であります。現行の定員を下回ることは当然ありません。打ち合わせの中で、これはあくまでも参考でありますけれども、この事業を進めていく中で３つの部分がありますということが出ました。この組織図にもありますけれども、南地区の実施計画班という部分がございます。それと換地業務。これが今南地区を進めるにあたっては、この２つが間違いなく動いております。ですから、ではこのひとつ一つにどの程度の業務量がぶら下がるのかということで、今精査をしております。ちなみに、これはあくまでも当時の参考でありますけれども、１業務に最低でも４人付かないとできないでしょうねと。尚且つ、あわせて北地区の採択に向けた地区調査がございます。これらについても最低でも４人。そうすると、単純計算ですけれども１２人という形になります。しかしそれでも足りるのかどうかという部分がございます。

　これから先に向けてちょっと早い部分ですけれども、今はまず南の事業が名簿登載になりまして、実質採択されて予算が付いて動いていきます。初年次からどの程度の業務量になっていくのかを含め、将来に渡る部分までの業務量を全部洗い出しをさせて、そして必要な人員量を割り出しをさせようとしております。先ほども申し上げましたが、単純で言いますと８人は最低でも必要だろうということになりますけれども、北地区の部分含めると、まだ増えていくということで取り敢えずご理解をいただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　山崎委員。

○２番（山崎　仁君）　今は推進室の話しをしてますから、最低でも８名の専従職員が今金町の中で。私は室の話をしています。室の定員が何人になるかを聞いているんです。全体というのは、他の関係団体機関も含めてという話しになるわけですよね。今の提案は室を作るということですから。その辺をごっちゃにしないでください。

　今金町から専従で職員が推進室に行くということは何名の定員が必要なのか。これはこの設置条例を作る段階で既に精査が終わっているものだと私達は思っているわけですよ。条例をもって室を設置して、その後に業務量を精査しながら定員、配置を考えていく。じゃあ作るだけの条例をここで私達に認めろということですよ。定数は後で決めます、というこういう話しになりますか。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　申し訳ございません。ちょっと全体の部分のお話させていただきました。現在室の定員を何名にするかという部分でありますけれども、今私共の現行では、３名の人間を配置しております。その他に臨時職員、土地連の職員等を入れて、これら全て町の抱える人間であります。推進室として配置しなければならないと今考えている部分については、総務財政のほうで申しました１ページの一番下段であります、室長、次長、グループリーダー、そしてメンバーで係長、主

事という形になっておりますが、必要に応じてこの役職については配置をすると思っておりますけれども、最低でも４名は出さなければならないのかなというふうに考えております。
○委員長（上村義雄君）　山崎委員。
○２番（山崎　仁君）　では推進室の専従というのは、４名を今の時点では考えているということでいいんですね。定数が何名でそこに何名派遣するつもりだ、ということでこの室設置条例を議会にかけているわけですから。その辺のところの理解をしっかりして、審議を進めたいと思いますけれども。もう一度お願いします。正職並びに臨時も含めてどうなのかという。どういう体制を室では考えているのかということです。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　すみません。今現行が３名です。４名体制にはもっていきたいと思っております。ただ、土地連等から入れている職員、これは室の中には入りませんけれどもそれらもカウントした時に、必要に応じて人員を置くという分で表しておりますので、それに応じて減員もあるかもしれません。ただ現行的には４名をもって充てたいなと考えております。
○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　実はですね、最低４名ということでは考えているのですけれども、今私のほうで、今までもありましたけれども道からの派遣職員という制度があるんです。これは相互交流もあります。最近は一方的に今金が行っていました。そういうことでは、技術的な職員の配置というのは非常に難しい要素があるので、その辺の派遣要請を今道のほうにしております。返事は来ておりません。これは年度が限られますから来年がいいか再来年がいいか、そういう議論をしながら道のほうで検討をしていただいている部分があるわけでありまして、そういう方がもしくは今金に来ていただけれるとすれば、そちらのほうに多分派遣するとすれば、今金町からの派遣になりますから定員がまた変わってくる可能性がありますれども、最低限。あと土地連のほうについては、是非技術的な要素を含めて２名くらいお願いできませんか、という話しもしています。これは非常に難しいという話ですけれども、何名来るかもまだはっきりわからない状況にあります。
　私も町職員もそうですけれども、様々な関わっている方々にアドバイスをいただいたりしています。今金町が、先ほど私がこの間申し上げております様々な今金町としての役割を発揮するために、職員の配置をこのように考えているわけでありますけれども、今金町の業務を遂行するために技術員を入れますか、という話しもあります。専門的な技術というのは、また別な形の中で必要ではないでしょうか。
　これは４団体長でも話が出ましたけれども、ある町はこの事務をほとんどは土地改良区が担っていると。技術集団で事業を推進している形があるわけであります。それはそこの町そこの町のやり方があるわけでありますけれども、今申し上げておりますように今金町の業務を担うための室の設置については最低４名くらいは配置しなければいけないだろう、ということを前提的に進めておりますが。あと流動的なのが他から来る、今金町に派遣していただく人によって少しく流れが変わるのかなと。
　あと、これから具体的に採択を受ける中で、相手方が事業の推進は国なものですから、国のほうから様々な指導があったり、この業務を地元が担ってくださいと言った場合に、そのための担い方の人と関わる部分ありましたら、またその辺で少し

く増える可能性も有り得るのではないかなと。ということで是非ご理解いただきたいと思っております。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
　山崎委員、３回目になりますが。
○２番（山崎　仁君）　違うことを聞きます。
○委員長（上村義雄君）　山崎委員。
○２番（山崎　仁君）　所掌事務なんですけれども、先ほど体質強化に関しては産業振興課の中で取り扱いをするということでした。今の室の中では国営緊急農地再編整備事業全てを網羅するのだけれども、今言う体質強化並びに南地区以外の当面する土地改良事業、いろんなものが想定されるかもしれませんけれども、それらは全て産業振興課の中で行う。このことでいいんですよね。
　今回の体質強化に関しては、国営本部に派遣をされている職員、それから土地連も大いに知恵を出してくれていると聞いています。今度は明確に分かれるという理解でいいんですね。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　ご指摘の通りで構いません。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　無いようですので以上で議件１の質疑を終わります。

◎議案第６号　財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○委員長（上村義雄君）　次に議件２　財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
　理事者の説明をお願いします。
　総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
　村瀬委員。
○１１番（村瀬　広君）　ちょっと休憩していただいて、その中でもう少し噛み砕いて具体例を挙げながら教えていただけたらと思うのですけれども。よろしいですか。
○委員長（上村義雄君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０３分
再開　午後１０時１０分

○委員長（上村義雄君）　休憩を閉き、開議いたします。
　休憩の中で、村瀬委員の質問に対し理事者のほうの答弁ありましたけれども、それで村瀬委員理解いていただけましたか。
○１１番（村瀬　広君）　はい。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で議件２の質疑を終わります。

◎議案第１０号　今金町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止する条例制定について

○委員長（上村義雄君）　次に議件３　今金町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

まちづくり推進課長、森君。

○まちづくり推進課長（森　朋彦君）　（資料により説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で議件３の質疑を終わります。

１０時２５分まで、休憩いたします。

休憩　午前１０時１４分
再開　午後１０時２４分

○委員長（上村義雄君）　休憩を閉き、開議いたします。

◎議案第７号　中里頭首工管理条例の一部を改正する条例制定について

○委員長（上村義雄君）　議件４、議案第７号、中里頭首工管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

産業振興課長、宮本君。

○産業振興課長（宮本　彰君）　（資料により説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で議件４の質疑を終わります。

◎議案第８号　町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

○委員長（上村義雄君）　次に議件５、議案第８号、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

産業振興課長、宮本君。

○産業振興課長（宮本　彰君）　（資料により説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。なにかありませんか。

よろしいですか。

（「よろしい」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　以上で議件５の質疑を終わります。

◎議案第９号　今金町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

○委員長（上村義雄君）　次に議件６、議案第９号、今金町国営土地改良事業負担金

等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
　　理事者の説明を求めます。
　　産業振興課長、宮本君。
○産業振興課長（宮本　彰君）　（資料により説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。
　これもよろしいですか。
（「よろしい」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　では以上で議件６の質疑を終わります。

　　◎その他
○委員長（上村義雄君）　その他で、何かありませんか。
　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　報告でありますが、その２件のうちの１件は、今金橋の架け替えがこの後に説明会があるという話しでありますので詳しくは申し上げませんが、前段お話申し上げたいのは、この前の産業教育常任委員会でもお話をしましたが、この３４年に建設をしてもう既に５３年を経過した今金橋であります。５期、４期以上の議員さんの方には十分承知だと思うのですけれども、私が平成５年の企画の時から正式に図面を出して写真を付けて道のほうに要請をしてきた経過があるわけであります。既に２０年くらい経過しているわけでありますけれども、なかなか日を見なかったのですが、今道のほうで評価委員会の中で非常に劣悪だという認定を受けて、最終的な手続きをしているわけであります。これに向けた架け替えの説明の概要について、土現のほうから今日お話があるということでございますので、是非お聞きいただければと思っております。
　その中で、町の職員の中でも質問もありましたが、当然仮橋の話が出てくるわけでありますけれども、この間の打ち合わせの中では様々なルートもありましたけれども結果的には現ルートの改修という話しになったようであります。当初は日進橋から八束までまっすぐ、商工団地に抜けてくる道路という話しもあったわけでありますけれども、非常に難しいということでその辺は無くなったようでありますが、現行の道路を改修すると。ただ現行の場合については仮橋ということが当然出てくるわけでありますが、これも説明の中にもありますが、どう考えても今の現状の中では、電気の高架線がありますのでそちらのほうの大きな問題がある、或いは様々な手法含めて難しいということの方向が出ています。町長といたしましても、仮橋ということにしますと、また調査から数年かかるわけでありまして、５３年経過している橋が、また６０年７０年とかかる可能性もあるので、なんとか早く架け替えしてくださいという声を上げているわけであります。その辺は今のところ原課のほうとは一致しているわけでありまして、速やかに架け替えの手続きを取っていただきたいという想いでこの間伝えているわけであります。道のほうは今考えて、大きい車については極力利別大橋のほうに。後は田代橋のほうも調子悪いのですが、それについて一定程度の改修をして、この仮橋という形の中で進めるので手直しはします、ご不便をおかけしますけれどもなんとかお願いしますという話を私のほうにも受けているわけであります。そういうことから、詳しい説明内容の中で質疑なんかも受けるという形を取っておりますので、是非参加いただきましていろんな声をあげていただくことを切にお願い申し上げたい。加えて、私の想いだけではありませんけれども、一日でも早く架け替えできますような形に取らせていただけるよう

にご尽力賜ればと思っております。
　２点目は、先般農林業振興会議の中でも伊藤組合長さんも発言がありました。森林組合のあり方ということで、非常に厳しい状況にある中でなんとか将来をどうするかということを、いろいろ考えなくてはいけない。そのひとつの手法として、隣の北部の森林組合とのいろいろな話し合いをしていきたい。話し合いという中の様々な選択肢の中には合併も当然あるわけでありますけれども、いろいろそういう協議を申したいということでご承知をという話しがありました。その後に役員の方々と町長のほうに来まして、その話しをさせていただきました。私のほうはいろいろ進め方やりかた当然あるのでしょうけれども、私共のほうのお願いとしては、できれば業務提携、事務提携など。この前、先週の金曜日に振興局の課長方もみえたのですけれども、振興局のほうにも話しは行っていますけれども、そんなような話しもしました。協同で行なう事業は当然ありますし、今まで道の事業、国の事業をやっても、今回は今金が事務を担う、この次は北部桧山で担ってくださいよと、様々な手法があるでしょうということで、様々な選択肢を持ち得ながら、是非検討議論していただくことをお願い申し上げますという話しをさせていただいたところであります。今後についての推移をそういうことに向かいたいという話しであります。逐次様々な情報がありましたら、また議会のほうにも私のほうから情報を出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　その他の部分で今、町長のほうから報告がございました。皆さんのほうから何かありませんか。
　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　今回の定例会で、地域主権改革一括法の関係で５件提案をさせていただいております。またなお、３月にこの後予定したい部分がございます、それの頭出しをさせていただきます。
　保健福祉関係では、介護保険法改正の関係で、地域密着型サービス事業の関係の部分で、これが２件の改正になろうかと思っております。それから公営施設関係では道路法の関係で、道路構造の技術的な基準、更には道路標識に関する基準、また移動円滑化のための必要な道路の歩道に関する基準という部分が、これらがうつってきていますので、これが３件。河川法では、河川管理施設の構造に関する基準、これが１件。それと公営住宅法では、公営住宅整備基準が１件ございます。あと水道法では、水道敷設工事監督職員の配置基準及び資格基準、それと水道技術管理者の資格基準、この２件がございます。あと下水道法でも１件ございます。これらあわせますと１０件が３月に提案する予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　他に皆さんからありませんか。
（「なし」の声あり）

　◎閉会の宣告
○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上でもって本日の合同委員会を終了させていただきます。
　審議いただき、またはご協力いただきまして、大変ありがとうございました。
　どうもご苦労様でした。

閉会　午前１０時４０分